

ウズベキスタン共和国

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ■ 個人データ法（Law of the Republic of Uzbekistan No. ZRU-547 “On Personal Data”） - URL : https://lex.uz/docs/4831939 - 施行状況：2019 年 10 月 1 日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：電子媒体、紙媒体その他の有形の媒体に記録された特定の個人に関する情報又は特定の個人を識別できる可能性につながる情報														
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：なし														
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td><td>上記法令に一部規定されている。</td></tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td><td>上記法令に該当する規定は不見当である。</td></tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に一部規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に一部規定されている。														
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。														
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。														
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。														
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。														
⑥ 公開の原則	上記法令に該当する規定は不見当である。														
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。														

	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの － 刑事手続法（Criminal Procedural Code）及び情報収集活動に関する法律（Law on Intelligence Gathering Activities）において、検察官の令状又は一定の条件の下でその他の当局による令状に基づき、通信傍受等によるデータへのアクセスが可能とされている。		

（令和４年３月３１日更新）